

家庭用マッサージ器及び指圧代用器				家庭用電気治療器				家庭用永久磁石磁気治療器				
Massage appliances and digital compressor for home use				Electric therapy apparatus for home use				Magnetic induction therapy using permanent magnet for home use				
	2)静荷重試験	試験の内容 試験品を厚さが10 mm以上の表面が平らな木台の上に通常の使用状態に置き、底面の形状が正方形であって、その1辺の長さが100 mm、質量が60 kgのおもりを上部に1分間置くこと。	告示8.機械的強度 2 静荷重試験全文 自主基準 7-10-2 静荷重試験				適否は目視及びJIS C9335-2 209 の16. (漏えい電流及び耐電圧) に規定する耐電圧試験によって判定する。					
		強度基準 各部にひび、割れその他の異状が生じないこと。		備考			“容易に折り畳むことができる程度”とは、約4 000 cm ² 以下とする。					
j)	ヒューズ又は過電流保護装置	ヒューズ又は過電流保護装置を有するものにあつては、その定格電流は、家庭用マッサージ器又は家庭用指圧代用器を正常に作動させるために必要な容量を有し、かつ、その取付け箇所より電源プラグ側にある回路部品の定格電流を超えない機器でなければならない。	告示6.部品及び付属品 ヒューズ又は過電流保護装置を有するものにあつては、その定格電流は、家庭用マッサージ器又は家庭用指圧代用器を正常に作動させるために必要な容量を有し、かつ、その取付け箇所より電源プラグ側にある回路部品の定格電流を超えないものでなければならない。					構造に含めて規定。				
k)	定格入力電力	定格入力電力は、300 W以下でなければならない。 適否は、入力電力を測定し、判定する。	申請の手引き 4.25.1:全般的注意事項 電源入力300W以下の器具機械									
7.	表示及び取扱説明書	表示及び取扱説明は、JIS C 9335-2-32の7 (表示及び取扱説明) によるほか、次による。		7.	表示及び取扱説明書	表示及び取扱説明書は、JIS C 9335-2-209の7. (表示及び取扱説明) によるほか次による。			6.	表示及び取扱説明書	表示及び取扱説明書は、次による。	告示第119号 7.表示 器体又は直接の容器若しくは直接の被包に次の事項を表示しなければならない。